

第4章 障がい者（児）の福祉



障がい者(児)の福祉

平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、疾状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障がいのある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

1. 手帳等、医療、補装具支援

(1) 手帳等交付

① 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に定められたいろいろな援助を受けるためには、身体障害者手帳を所有していなければなりません。この手帳は、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、肢体、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス)など、永続する障がいを有する者に限り交付されるもので、この手帳の交付を受けるには、福祉事務所を經由して県知事に申請することになります。

	性別	手帳所持者 総数	手帳交付件数					年度手帳 交付率
			新規	転入	再交付	更新	計	
令和元年度		5,074	260	39	161		460	9.07%
令和2年度		5,018	216	35	179		430	8.57%
令和3年度	男	2,872	125	23	121		269	9.37%
	女	2,178	79	13	86		178	8.17%
	計	5,050	204	36	207		447	8.85%

障害別及び等級人数

各年度3月末

	障害別	等級						計	構成比
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
令和2年度	視覚障害	101	86	14	14	28	13	256	5.10%
	聴覚・平衡機能障害	31	126	66	138	1	284	646	12.87%
	音声・言語・ そしゃく機能障害	3	5	25	13	0	0	46	0.92%
	肢体不自由	494	435	270	317	167	126	1,809	36.05%
	内部障害	1,099	30	622	501	0	0	2,252	44.88%
	合計	1,730	684	999	986	196	423	5,018	100.0%
	構成比(%)	34.48%	13.63%	19.91%	19.65%	3.91%	8.43%	100.0%	
令和3年度	障がい児(再掲)	55	11	17	12	1	3	99	1.97%
	視覚障害	88	90	15	13	36	12	254	5.03%
	聴覚・平衡機能障害	31	123	63	140	1	275	633	12.53%
	音声・言語・ そしゃく機能障害	3	5	28	13	0	0	49	0.97%
	肢体不自由	527	450	280	315	166	130	1,868	37.00%
	内部障害	1,108	35	612	491	0	0	2,246	44.47%
	合計	1,757	703	998	972	203	417	5,050	100.0%
構成比(%)	34.79%	13.92%	19.76%	19.25%	4.02%	8.26%	100.0%		
障がい児(再掲)	45	12	17	11	4	4	93	1.84%	

② 療育手帳所持者の交付状況

療育手帳制度は、知的障がい児(者)に対して一貫した指導・相談が行われるようにするとともに、各種のサービスを利用しやすくするために手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進を図る制度です。

該当者区分: 喪失者含まない性別

令和3年度

程度別	性別	18歳未満			18歳以上			合計
		男	女	計	男	女	計	
最重度 A1		11	10	21	70	48	118	139
重度 A2		35	18	53	161	121	282	335
中度 B1		58	25	83	191	112	303	386
軽度 B2		192	86	278	243	134	377	655
合計		296	139	435	665	415	1,080	1,515
令和元年度療育手帳新規交付件数		33	19	52	2	4	6	58
令和2年度療育手帳新規交付件数		37	13	50	6	4	10	60
令和3年度療育手帳新規交付件数		58	23	81	6	4	10	91

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神疾患のある方が、障害の種別とその状態を確認し、必要な福祉施設・福祉サービスの利用をしやすくするための手帳です。これにより各方面の協力を得て、自立と社会参加の促進を図ります。手帳は、障害の程度により1級から3級までとなります。

精神障害者保健福祉手帳交付件数

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1級	329	335	664	309	326	635	269	284	553
2級	594	644	1,238	592	644	1,236	507	601	1,108
3級	162	147	309	163	166	329	133	146	279
合計	1,085	1,126	2,211	1,064	1,136	2,200	909	1,031	1,940

(2) 医療費助成事業

① 重度心身障害者(児)医療費助成事業

重度心身障がい者(身体障害者手帳の等級が1級又は2級・療育手帳の障害程度A1又はA2に該当)に対し、保健の向上と福祉の増進を図る目的として、保険診療による医療費の一部を助成します。

重度心身障害者(児)医療費助成支給状況

	受給資格者数	支給実人員数	一部負担金(医療費)の額	入院時食事療養費標準負担額	訪問看護療養費基本利用料
令和元年度	2,598人	2,381人	203,218千円	24,664千円	2,770千円
令和2年度	2,565人	2,384人	187,850千円	21,462千円	2,426千円
令和3年度	2,551人	2,370人	180,239千円	19,123千円	2,711千円

※令和3年度の新規申請件数は109件である。

② 自立支援医療

(ア) 更生医療

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数	公費負担額(千円)	人数	公費負担額(千円)
一 般 分	33	14,960	32	12,707
心 臓 分	47	16,441	67	23,215
腎 臓 分	594	278,650	614	300,919
合 計	674	310,051	713	336,841

(イ) 育成医療

育成医療は、身体に障害のある児童や、現在の状況を放置すると将来的に障害を残すと認められる児童(18歳未満)に対し、その障害を取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数	公費負担額(千円)	人数	公費負担額(千円)
一 般 分	47	2,897	67	2,241
心 臓 分	1	77	4	226
腎 臓 分	0	0	0	0
その他 内臓障がい	26	1,901	36	1,850
合 計	74	4,875	107	4,317

(ウ) 精神通院医療

この制度は、精神疾患で通院している方の治療費を公費と医療保険で行うものです。精神疾患の治療は長期化し、医療費の負担は大きくなる傾向があります。こうした経済的負担を軽減することで社会参加を促し、医療を受けやすくするため行う制度です。しかし、平成18年度から所得に応じ1割は自己負担になっていますが、沖縄では復帰特別措置法により引き続き公費で負担されています。

精神通院医療費利用者数

区 分	人 数	伸率(%)
令和 元 年度	4,530	2.9
令和 2 年度	4,434	-2.1
令和 3 年度	4,415	-0.4

(3) 補 装 具

① 補装具給付状況

身体障がい者の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具(補装具)の交付及び修理を行ないます。

(単位:件・千円) ※修理も含む

種 別	令和2年度	令和3年度	種 別	令和2年度	令和3年度
義 肢	12	8	歩 行 補 助 杖	7	4
装 具	92	73	歩 行 器	8	5
車 椅 子	73	59	義 眼	0	0
電 動 車 椅 子	30	20	そ の 他	38	30
補 聴 器	132	139	合 計	399	344
盲 人 安 全 杖	7	6	公 費 負 担 額	41,102	30,582

② 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業

平成28年4月より、市内に住所を有する18歳未満の児童で両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方に補聴器の購入又は修理に要する費用の3分2を助成します。(ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は全額助成)

区分	申請件数	補聴器の交付件数	補聴器の修理件数	公費負担額(千円)
令和2年度	9	2	7	358
令和3年度	12	5	7	871

2. 介護給付・訓練等給付

今までは、身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類によって受けられる福祉サービスが異なりましたが、障害者総合支援法の施行により、どの障がいの人も共通のサービスを受けられるようになりました。

(1) 介護給付費・訓練等給付費・障害児通所支援給付費支給状況

① 介護給付費訓練等給付費支給状況

※千円未満切り捨て

介護・訓練等種別		令和2年度			令和3年度			
		年間 決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (千円)	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (千円)	
介護 給付 費	訪問 系	居宅介護	410	3,499	295,512	443	3,604	286,495
		行動援護	41	335	43,524	37	321	49,392
		重度訪問介護	17	354	89,902	14	234	85,776
		同行援護	40	540	20,764	39	481	18,019
		訪問系小計	508	4,728	449,702	533	4,640	439,682
	日中 活動 系	療養介護	46	539	146,089	46	571	160,078
		生活介護	412	5,371	1,107,251	422	5,357	1,115,725
		短期入所(ショートステイ)	277	678	47,469	264	642	48,956
		日中活動系小計	735	6,588	1,300,809	732	6,570	1,324,759
		施設入所支援	201	2,379	342,783	202	2,420	353,244
		施設系小計	201	2,379	342,783	202	2,420	353,244
		介護給付費合計	1,444	13,695	2,093,294	1,467	13,630	2,117,685
	訓練 等 給付 費	共同生活援助	183	1,982	283,481	202	2,139	309,204
自立生活援助		0	0	0	0	0	0	
宿泊型自立訓練		9	149	17,812	11	161	18,855	
自立訓練(生活訓練)		27	268	37,349	27	262	37,523	
自立訓練(機能訓練)		3	28	2,716	0	19	2,622	
就労移行支援		27	341	51,396	19	310	46,029	
就労定着支援		7	50	1,692	8	81	2,450	
就労継続支援(A型)		259	2,777	385,979	253	2,775	387,107	
就労継続支援(B型)		690	7,555	854,713	731	7,716	859,770	
	訓練等給付費合計	1,205	13,150	1,635,138	1,251	13,463	1,663,560	
	相談支援給付費	1,532	6,154	87,916	1,574	6,220	92,057	
	合計	4,181	32,999	3,816,348	4,292	33,313	3,873,302	

※特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス費等給付費、やむを得ない事由による措置については計上していない。

障害児通所支援給付費支給状況

※千円未満切り捨て

障害児通所支援種別	令和2年度			令和3年度		
	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (千円)	年間 決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (千円)
児童発達支援	198	2,086	336,010	239	2,727	454,759
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	506	6,601	856,704	578	7,279	971,644
医療型児童発達支援	7	71	5,772	7	73	5,597
保育所等訪問支援	50	330	9,503	62	348	10,810
障害児相談支援給付	712	2,345	37,524	828	2,775	45,895
障害児通所給付費合計	1,473	11,433	1,245,513	1,714	13,202	1,488,705

※障害児通所医療費等、高額障害児通所給付費は、計上していない。

(2)障害福祉サービス等の内容

①介護給付・訓練等給付のサービス内容

介護・訓練等種別		サービス内容
介護給付費	居宅介護	自宅等においての入浴や排せつ、食事等の介助、病院等への通院の介助を行います。
	訪問系 行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介助が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などを行います。
	訪問系 重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を行います。
	訪問系 同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	日中活動系 療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を提供します。
	日中活動系 生活介護	常に介護が必要な障がい者に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	日中活動系 短期入所(ショートステイ)	自宅において介護者が病気等により介護が困難な際に、短期間、施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。
訓練等給付費	施設入所支援	障害者施設において入浴や、排せつ、食事の介護等を提供します。
	共同生活援助	共同生活の場所を提供し、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	施設を利用していた障がい者がひとり暮らしをはじめたときに、日常生活上の問題に対し、定期的に訪問して助言などの支援をします。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	
	自立訓練(機能訓練)	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行います。 就労移行支援等を利用した障がい者が、一般就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に対応できるよう企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	就労移行支援	
	就労定着支援	
就労継続支援(A型)		
就労継続支援(B型)	一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動の機会を設け、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。	
相談支援給付費等	障がい者のサービス利用開始時や定期モニタリング時に利用者への適正なサービス利用計画等を立案します。	

②障害児通所支援給付のサービス内容

障害児通所支援種別	サービスの内容
児童発達支援	未就学(幼稚園も含む)の障がい児に対して、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害やそれに準ずる状態にあり、通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	就学した障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、上肢・下肢又は体幹に障がいがある児童に対して必要とされる治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対して、訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援給付費	障がい児のサービス利用開始時や定期モニタリング時に利用者への適正なサービス利用計画等を立案します。

(3) 障害支援区分認定審査会事業

福祉サービスの必要性を判断するため、障がい者の心身の状況を調査し、専門的審査員による審査会を経て、障害支援区分(1～6)を決定します。

区分認定の基準の考え方

障害支援区分	基準	認定人数	
		令和2年度	令和3年度
1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	3	8
2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	47	51
3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	46	50
4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	48	33
5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	38	46
6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	79	77
非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	0	1

年度	障害支援区分調査件数	審査会開催数	審査判定数
令和2年度	595件(296)	24回	261人
令和3年度	552件(287)	24回	266人

* ()の件数は調査件数の内、介護給付に伴う認定調査の件数です。

(4) 地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民にもっとも身近な市町村が中心となつて行う事業です。

事業名	利用数等	
	令和2年度	令和3年度
1. 相談支援機能強化事業(相談支援員)	相談員(強化分):11人 相談件数:3,349件((延べ件数))	相談員(強化分):11人 相談件数:2,839件(延べ件数)
2. 成年後見制度利用支援事業	申し立て:3件 報酬助成:27名(計:30件)	申し立て:4件 報酬助成:25名(計:29件)
3. 意思疎通支援事業		
(1)手話通訳者・奉仕員派遣事業	392件	512件
(2)手話通訳設置事業	3人 785件	3人 780件
(3)要約筆記奉仕員派遣事業	24回	42回
(4)手話奉仕員養成事業	入門課程:15人 開催28回 基礎課程:0人 開催0回	入門課程:19人 開催18回 基礎課程:0人 開催0回
4. 日常生活用具給付事業	2,021件	2,020件
5. 移動支援事業		
(1)リフト付き福祉バス運行事業	23人	35人
(2)リフト付き福祉タクシー利用料助成事業	47人	51人
(3)重度身体障害者移動支援事業 (スロープ付き福祉車両の貸出し)	9人	5人
(4)移動支援(個別支援型)	88人	93人
6. 地域活動支援センター機能強化事業	登録者数:248人 利用者延べ数:6,116人 4ヶ所(I型1ヶ所 III型3ヶ所)	登録者数:163人 利用者延べ数:4,644人 4ヶ所(I型1ヶ所 III型3ヶ所)
7. 任意事業		
(1)更生訓練費給付事業	0人	0人
(2)生活訓練事業(イラストレーター教室、手作り教室)	15回 16人	12回 20人
(3)福祉機器リサイクル事業(福祉機器の貸出し)	166件	223件
(4)日中一時支援事業(日中預かり)	実施事業所 62ヶ所 1,246人(延べ人数) 6,793日(延べ日数)	実施事業所 73ヶ所 1,211人(延べ人数) 6,191(延べ日数)
(5)重度身体障害者等訪問入浴サービス事業	1人	1人
(6)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	81人 4回	111人 5回
(7)芸術文化講座開催等事業	障がい者芸術文化講座の開催 91人 1回	障がい者芸術文化講座の開催 91人 2回
(8)点字・声の広報等発行事業	点字訳:広報・カレンダー等 263部 音声訳:広報等216本	点字訳:広報・社協だより等 304部 音声訳:広報等219本
(9)自動車運転免許取得・改造助成事業	2件	6件
(10)生活サポート事業	2人	1人

① 精神保健福祉相談

精神障がい者が、地域で自立した生活が出来るよう相談を行います。

区 分			令和2年度	令和3年度	
相談、デイ・ケア、訪問指導実人員			861	565	
(再掲)新規者受付経路	市町村		0	64	
	医療機関		10	15	
	その他		225	208	
相談 デイ ケア 訪問指導 別内訳	相 談	相談実人員	814	533	
		相談延べ人員	老人精神保健	1	3
			社会復帰	49	18
			アルコール	37	51
			薬物	7	5
			ギャンブル	0	0
			ゲーム	-	0
			思春期	1	0
			心の健康づくり	74	42
			うつ・うつ状態	-	11
			摂食障害	-	1
			てんかん	7	5
			その他	1,613	1,194
	計		1,782	1,330	
デイ・ケア	実人数		0	0	
	延べ人数		0	0	
訪 問 指 導	訪 問 指 導 延 べ 人 員	訪問指導実人員	168	131	
		訪問指導延べ人員	老人精神保健	0	2
			社会復帰	9	6
			アルコール	17	12
			薬物	3	0
			ギャンブル	0	0
			ゲーム	-	0
			思春期	2	0
			心の健康づくり	49	16
			うつ・うつ状態	-	2
			摂食障害	-	0
			てんかん	-	0
			その他	329	294
	計		409	332	
電話相談延べ件数			845	788	
普 及 啓 発	精神障がい者(家族)に対するもの	開催回数	1	1	
		延べ人数	47	53	
	うつ病に関する教室等の再掲	開催回数	0	0	
		延べ人数	0	0	
	地域住民と精神障がい者との地域交流会	開催回数	0	0	
		延べ人数	0	0	

② 日常生活用具の交付

身体障がい者(児)に対し、入浴補助用具、特殊便器、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、その日常生活を容易にすることを目的としています。

日常生活用具の交付

年度		件数	公費(千円)	自費(千円)	合計(千円)
令和2年度	身体障がい者(児)	2,021	23,435	745	24,180
令和3年度	身体障がい者(児)	2,120	26,184	868	27,052

③ リフト付き福祉タクシー利用料助成事業(移動支援事業)

身体障がい者がリフト付きの福祉タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、生活の利便性と社会参加を促進することを目的としています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付人数	90	47	51
利用実人数	59	35	36
利用枚数	678	476	502

④ 地域活動支援センター事業

障がい者への創作活動や生産活動の機会の提供等を行う事業です。

型	事業所	令和2年度事業実績			令和3年度事業実績		
		利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数	利用者実人員	延べ利用者数	活動支援件数
I型	あ い あ い	155	2,965	3,467	121	1,913	2,508
Ⅲ型	ゆ い	11	1,279	2,914	11	1,280	2,682
	み ほ そ	15	899	1,560	13	842	1,590
	あ や は し 苑	67	974	1,204	18	609	800
合計		248	6,117	9,145	163	4,644	7,580

⑤ 障害者相談支援事業(一般相談)

障がい者等の福祉に関する様々な問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や援助を行う相談支援事業です。

事業所等名	延べ相談件数	
	令和2年度	令和3年度
障がい福祉課	3,349	2,839
あいあい	818	1,082
ハルモニア	1,092	1,601
石川学院	1,920	2,948
サマンの木	2,543	2,551
合計	9,722	11,021

(5) その他の制度

① 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等支給状況の推移

※受給者数は年度末日の人数である。

		令和2年度	令和3年度
特別障害者手当	受給者数	163	168
	金額(千円)	54,322	54,727
障害児福祉手当	受給者数	155	140
	金額(千円)	28,243	26,516
経過的福祉手当	受給者数	2	2
	金額(千円)	357	357
計	受給者数	320	310
	金額(千円)	82,922	81,600

(ア)特別障害者手当の対象者:20歳以上の在宅の重度障がい者

(イ)障害児福祉手当の対象者:20歳未満の在宅の重度障がい児

(ウ)経過的福祉手当※20歳以上

従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない者に対して、経過的措置として従前の例により経過的福祉手当を支給します。

② 福祉電話設置・緊急通報システム事業

福祉電話は、低所得で電話のない一人暮らし及び外出困難な重度障がい者に対しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、無料で電話を設置する事業です。緊急通報システム事業は、低所得で一人暮らしの身体障がい者等の急病又は事故時の救急時に迅速かつ適切な対応ができるために、緊急通報システム通報機器を設置する事業です。

項目	令和2年度	令和3年度
福祉電話設置利用者数	1人	1人
緊急通報システム利用者数	2人	2人

③ 沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、福祉の増進に資するとともに、保護者のもつ親なきあとの不安の軽減を図る目的とする制度です。心身障がい者を扶養している65歳未満の健康な扶養義務者が2口まで加入できます。

障がい者の範囲は、知的障がい者、身体障がい者3級以上、精神又は身体に永続的な障がいのある方で、前記と同程度の障害と認められるもの、たとえば精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等です。

沖縄県心身障害者扶養共済制度加入状況

区分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合計
令和2年度	1人	11人	9人	0人	21人
令和3年度	0人	11人	7人	0人	18人

沖縄県心身障害者扶養共済年金支給状況

区分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合計
令和2年度	9人	5人	14人	2人	30人
令和3年度	10人	5人	15人	1人	31人

④ うるま市離島地域障害福祉事業助成金

本市の離島地域(津堅島)における障害福祉事業の円滑な提供を図るため、当該地域に居住する障がい者に居宅での支援等を行う事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する事業です。

※平成31年1月からの新規事業です。

項目	申請事業者数	派遣回数	助成金額(千円)
令和2年度	3	359	673
令和3年度	4	482	675